

いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 基本認識

「いじめは、どの学級にも、どの子にも起こりうる」

いじめの構造



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。

傍観者が仲裁者となれるような指導（学級経営）を行うことが大切である。

いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合もある。

(2) 学校としての構え

「いじめは、命にかかわる人権問題である。」

- ① いじめは、人間として絶対に許されないという意識を徹底する。
- ② 全職員は、子どもを理解し大切にする意識をもち、資質と専門性・指導力を高める。
- ③ いじめ根絶に向け、保護者と連携を取りながら、全校体制で組織的・計画的・継続的に指導する。

いじめを起こさないための取組

1. 互いのよさを認め合う関係づくり（よさ見つけ「きりりカードの取組」）
2. 分かる・できる授業の推進（教科指導の充実・道徳の時間の充実）
3. 自己有用感が高まる学級づくり（一人ひとりが活躍できる学級経営）
4. 主体性を大切にした教育活動（体験活動・児童会活動・学校行事等）
5. 人権感覚を磨く教職員の研修
6. 情報モラル教育の推進

いじめを発見するための取組

1. あのねアンケートの実施（毎月）
2. 校内連携体制の充実（毎週の生徒指導交流）
3. 教育相談の充実
 - ・アンケート調査後の教育相談（教育相談週間）
 - ・関係機関との連携
 - ・保護者対象の教育相談
 - ・あのねポストの設置

いじめ発生時の早期対応

1. いじめの情報のキャッチ
2. 管理職等への報告と対応方針の決定（いじめ未然防止・対策委員会）
3. 正確な実態把握（事実確認・情報収集）
4. いじめを受けた児童のケア
5. いじめた児童への指導・支援
6. 周囲の児童への指導・支援
7. 保護者への報告と指導の協力依頼
8. 今後の対応（児童の経過・関係諸機関との連携）